

平成24年5月18日

第2386号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 種畜証明書の書換交付の通報（265・畜産振興課）……………1
- 道路区域の変更（266・鹿角地域振興局建設部）……………1
- 建設業の許可の取り消し（267・雄勝地域振興局総務企画部）……………2

公 告

- 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施（財産活用課）……………2
- 土地改良区の定款変更の認可（秋田地域振興局農林部）……………3
- 土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可（平鹿地域振興局農林部）……………3

教育委員会規則

- 県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則（5・義務教育課）……………3

人事委員会規則

- 人事委員会規則11-0（管理職員等の範囲）の一部を改正する規則……………3

告 示

秋田県告示第265号

種畜証明書の書換交付した旨農林水産大臣から通報があったので、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年5月18日

秋田県知事 佐竹敬久

種畜 証明書 番号	名 前	品 種	生年月日	等級	飼養者の住所氏名
			産 地		
平23 熊本県1 第19号	博光重 日あ繁殖163	肉用牛 褐毛和種	H19.4.1	1級	秋田県秋田市中通六丁目7-9 秋田県畜産農業協同組合
			熊本県山鹿市		

秋田県告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成24年5月18日

秋田県知事 佐竹敬久

1 道路の区域

道路の 種 類	旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
一般 国道	旧	341号	A	鹿角市八幡平字蛇沢67番1から字平17番14まで	7.80~16.00	0.837
			A	〃	7.80~27.00	0.837
	新	341号	B	〃	10.20~38.20	0.810

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 鹿角地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成24年5月18日から同月31日まで

秋田県告示第267号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年5月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成24年5月7日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社有原重機輸送
雄勝郡羽後町西馬音内字福田13番地の16
代表取締役 有 原 忠 吉
秋田県知事許可（般-23）第8393号
- 3 処分の内容
土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成24年5月7日付けで土木工事業及びとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年5月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所 在 地	地目等	面 積 (㎡)	予定価格 (円)
1	仮換地指定：秋田駅東第三地区土地区画整理事業 街区番号13符号8 (従前地：秋田市手形字山崎158番、169番)	宅地	1,344	90,900,000
2	秋田市向浜一丁目1番125	雑種地	18,950.33	46,807,000
3	南秋田郡五城目町馬場目字蓬内台92番7	宅地	276.59	427,000
4	大仙市小貫高畑字曾四川3番19	宅地	821.41	9,450,000
5	湯沢市杉沢字森道上204番3	田	411.74	2,248,000

- 2 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場 所	期 間
1～3	出納局財産活用課 調整・財産管理班（電話018-860-2735） 〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号	平成24年5月18日（金）から同年7月6日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
4	仙北地域振興局総務企画部 総務経理課総務班（電話0187-63-5223） 〒014-0062 大仙市大曲上栄町13番62号	平成24年5月18日（金）から同年7月9日（月）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
5	雄勝地域振興局総務企画部 総務経理課総務班（電話0183-73-8197） 〒012-0857 湯沢市千石町二丁目1番10号	平成24年5月18日（金）から同年7月10日（火）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

3 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
1	出納局財産活用課入札室（秋田県庁舎地階）	平成24年7月9日（月）午前10時
2	出納局財産活用課入札室（秋田県庁舎地階）	平成24年7月9日（月）午前11時
3	出納局財産活用課入札室（秋田県庁舎地階）	平成24年7月9日（月）午後1時
4	仙北地域振興局庁舎大会議室	平成24年7月10日（火）午前10時
5	雄勝地域振興局庁舎第1会議室	平成24年7月11日（水）午前11時

4 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を2に掲げる期間内に2に掲げる場所に提出した者（地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を除く。）

5 入札参加申込みに必要な書類等

- (1) 個人の場合
住民票の写し及び身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）
- (2) 法人の場合
法人の登記事項証明書

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の100分の5以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

7 入札の無効

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第166条に規定するところによる。

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

8 予定価格

秋田県財務規則附則第7項の規定に基づき普通財産等の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。

9 その他

詳細に関しては、出納局財産活用課（電話018-860-2735）に照会のこと。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大潟土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年5月8日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年5月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、秋田県雄物川筋土地改良区から申請があった土地改良事業（維持管理事業）計画の変更について、平成24年5月10日認可したので、同条第11項の規定に基づき、公告する。

平成24年5月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

教育委員会規則

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年五月十八日

秋田県教育委員会委員長 佐 藤 一 成

秋田県教育委員会規則第五号

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の定数を定める規則（昭和三十九年秋田県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表秋田市の項中「26人」を「25人」に、「582人」を「581人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の県費負担教職員の定数を定める規則の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

人事委員会規則

人事委員会規則一一〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年五月十八日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則二一〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則

規則二一〇(管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局(本庁)の項中「森林技監」を「森林技監 技術統括監」に、「食農観連携統括監」を「戦略統括監」に改め、「チームリーダー」、「財務考査員 イメージアップ戦略推進監」及び「スポーツ振興監」を削り、「健康医療推進監」を「イメージアップ推進監 地域交通対策監 内陸線利用推進監 スポーツ振興監 被災地復興支援監」に改め、「内陸線利用推進監」及び「市街地再開発推進監」を削り、同表出納局の項中「センター長」を「総務事務センター長 施設管理推進監 技術管理監」に改める。

別表第二知事の事務部局(地方機関)地域振興局の項中「上席主幹」及び「納税課長」を削り、同表知事の事務部局(地方機関)東京事務所の項中「政策情報・雇用促進班」を「政策情報・Aターン促進班」に改め、同表知事の事務部局(地方機関)自治研修所の項の次に次のように加える。

総合県税事務所	所長 部長 上席主幹 課長 支所長 総務班の班長
---------	--------------------------

別表第二知事の事務部局(地方機関)消防学校の項の次に次のように加える。

大阪事務所	所長 班長
名古屋事務所	所長 班長
福岡事務所	所長 班長
総合食品研究センター	所長 企画管理室長 食品加工研究所長 醸造試験場長 食品開発推進監 主席研究員 総務班の班長

別表第二知事の事務部局(地方機関)福祉相談センターの項中「専門監」を削り、同表知事の事務部局(地方機関)農業研修センターの項中「総務・企画研修班」を「総務班」に改め、同表知事の事務部局(地方機関)農林水産技術センターの項を次のように改める。

農業試験場	場長 主席研究員 総務管理室長 総務班の班長
果樹試験場	場長 総務企画室長 総務企画班の班長
畜産試験場	場長 総務企画室長 総務企画班の班長
水産振興センター	所長 総務企画室長 船長 総務企画班の班長
森林技術センター	所長 総務企画室長 総務企画班の班長

別表第二知事の事務部局(地方機関)大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所の項を削り、同表知事の事務部局(地方機関)企業立地事務所の項中「企業立地班」を「総務班」に改め、同表知事の事務部局(地方機関)総合食品研究センターの項を削り、同表知事の事務部局(地方機関)職業能力開発校の項中「人材育成第一班」を「総務班」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正

副

ページ

行

課

正

平成24年3月30日(号外第3号)公布の秋田県規則第19号(建築基準法施行規則の一部を改正する規則)(原簿票り)

24

| 18

| 別表第1回頁中

| 別表第1回頁中